

28年度決算に基づく市の財政健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられている財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）および資金不足比率について、28年度決算に基づく指標を公表します。

健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
東久留米市比率	-	-	0.7 (1.6)	- (3.8)
早期健全化基準	12.28 (12.29)	17.28 (17.29)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)
財政再生基準	20.0 (20.0)	30.0 (30.0)	35.0 (35.0)	

※ () は前年度数値。単位%

28年度決算に基づく算定結果は、実質赤字比率および連結実質赤字比率が「-」（数値なし）となり、早期健全化基準を下の結果となっており、上表1参照。

資金不足比率

資金不足比率は、事業規模に対する資金不足額の割合を示しています。東久留米市では下水道事業特別会計が対象となっており、28年度は資金不足比率が「-」（数値なし）となります。

表2 28年度資金不足比率

	資金不足比率
東久留米市比率	-
経営健全化基準	20.0 (20.0)

※ () は前年度数値。単位%

などのほか、公営事業全会計、公営企業会計の実質赤字額の割合を示しています。この割合が赤字とならない場合は、「-」（数値なし）となります。

（3）実質公債費比率 実質公債費比率は、地方債元利償還金、公債費に準ずる債務負担行為など、実質的な債務すべてに関係する償還額の標準財政規模に対する割合（過去3カ年平均）を示しています。

（4）将来負担比率 将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示しています。

マイナンバー制度による「情報連携」およびマイナンバーを利用した「マイナポータル」の本格運用が開始されました

情報提供ネットワークシステムを利用して、異なる行政機関の間で情報をやり取りする「情報連携」の本格運用が11月13日から開始されました。これに伴い、社会保障・税・災害対策の3分野で、マイナンバーを用いる事務手続きの簡便化を図っています。マイナポータルは、現在提出している住民票の写しや住民税課税証明書などの必要書類が省略できる

「マイナポータル」は、マイナポータルカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用して、情報提供ネットワークシステムで提供されるご自身の個人情報や、異なる行政機関の間でやり取りした履歴などを確認できます。パソコンをお持ちでない方は、市役所1階にマイナポータル端末を設置していますのでご利用ください。

市税などの納付にご協力ください

11月30日（木）は、国民健康保険税第5期、後期高齢者医療保険料第5期の納期です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）・コンビニでお納めください。詳しくは納税課 ☎ 470・7729へ。

後期高齢者医療制度 医療費等通知書を送付します

東京都後期高齢者医療広域連合では、健康管理や医療に対する認識を深めていただくため、対象者へ11月中旬に医療費等通知書を送付します。
【内容】診療年月、医療機関などの名称、診療実日数、医療費の総額（10割分）など
※医療費の総額には、自由診療や差額ベッド代など、保険適用外の額は含まれません。詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎ 470・7846へ。

添付書類の提出が省略できる代表的な申請手続き（例）

申請手続き	省略可能な添付書類の例	担当課
生活保護の申請（生活保護法）	住民税課税証明書、雇用保険受給資格者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書	福祉総務課 保護1・2係 ☎470・7741
障害児通所支援・入所支援の申請（児童福祉法）	住民票、住民税課税証明書、生活保護受給証明書	障害福祉課 福祉支援係 ☎470・7747
障害福祉サービスの申請（障害者総合支援法）	特別児童扶養手当証書	
障害者・児に対する医療費助成の申請（障害者総合支援法）	健康保険証（※）	介護福祉課 介護サービス係 ☎470・7750
被保険者証交付の申請（介護保険法）	住民票、住民税課税証明書、生活保護受給証明書	子育て支援課 保育・幼稚園係 ☎470・7745
保育園や幼稚園などの利用に当たっての認定の申請（子ども・子育て支援法）	住民税課税証明書、生活保護受給証明書、児童扶養手当証書	児童青少年課 助成支援係 ☎470・7736
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請（母子及び父子並びに寡婦福祉法）	住民税課税証明書	
児童手当の申請（児童手当法）	住民票、住民税課税証明書、特別児童扶養手当証書	
特別児童扶養手当の支給の申請（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	住民票、住民税課税証明書	

（※）共済組合、一部の健康保険組合などや、全国健康保険協会の被扶養者に関する手続きは、引き続き被保険者証が必要です。申請の内容などにより、添付書類が省略できない場合もありますので、あらかじめ各担当課へお問い合わせください。

マイグザン



市長 並木克巳

地域で安心して暮らすために10月8日に「自治会長と市長の話し合い」を開催しました。毎年、この時期に自治会長や役員の方と意見交換をさせていただいております。高齢化が進む中、住み慣れた所で安心して健康で暮らすには、地域のつながりが重要になっており、地域で支え合える環境づくりが、安心を高め、いくものと思っております。その基礎的な役割を担っているのが自治会と捉えています。市では、厳しい財政事情の中でなかなか十分に対応が図れないことがありますが、この機会に「自治会長と市長の話し合い」を通じて、地域の活性化、地域コミュニティの醸成などにも取り組んでまいります。併せて、地域の活性化に努力を怠りません。併せて、地域で住み良い環境づくりや地域の活性化に努力を怠りません。併せて、地域で住み良い環境づくりや地域の活性化に努力を怠りません。

さいわい福祉センターのご利用を

就労移行支援事業

【利用期間】訓練等給付の支給期間
【活動内容】就労に向けた訓練および支援
【対象】原則18歳以上の知的障害がある方で、企業などの就労を希望し、採用が見込まれる方（障害福祉サービス訓練等給付の支給決定を受けた方）

【募集人数】若干名
【申し込み方法】希望する方は、障害者総合支援法に基づき、訓練等給付の支給決定を受けた方

精神障害者ショートステイ事業のご紹介

地域で生活する精神障害者が、日常生活に支障をきたしている方や、本人の気持ちや不安定で、休息が必要となったときなどに利用できる「ショートステイ事業」があります。主に専用居室に宿泊し、地域で生活が継続できるよう支援します。事業の利用には市の登録が必要で、利用者負担などが生じます。詳細は障害福祉課地域支援係（市役所1階）へご相談ください。詳しくは同係 ☎ 470・7747へ。

学童保育所の嘱託員・臨時職員募集説明会を開催します

学童保育所に勤務する嘱託員・臨時職員（児童厚生員）を募集します。次の通り、説明会を開催しますので、興味のある方はご来場ください。
【日時】12月11日（月）午前10時～11時
【会場】市役所2階204号へ。
【内容】学童保育所について、児童厚生員（嘱託員・臨時職員）の仕事内容、応募資格など当日直接会場へ。
詳しくは児童青少年課児童青少年係 ☎ 470・7735

